

平成29年度 当初予算編成方針

いわき市

平成29年度当初予算編成方針

1 本市財政を取り巻く状況

本年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」によると、世界経済の見通しに対する下方リスクが高まっており、国内経済も個人消費や設備投資等の民需に力強さを欠いた状況にあり、アベノミクス「新・三本の矢」により「成長と分配の好循環」を確立し、「地方創生」の本格展開により人口減少と地域経済の縮小の悪循環に歯止めをかけ、将来にわたって地域の成長力を確保するものとしている。

また、10月の月例経済報告によると、我が国の景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについては、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されるとしている。

本市の平成29年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階において、的確に予測することは困難であるが、歳出面では、公債費が減少傾向にある一方で、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策等により、多額の財政需要が見込まれるところである。このようなことから、歳入面では、市税が増加傾向にあるものの、復興需要がピークを過ぎつつある中で、復興への取組みと地域創生に向けた新たなまちづくりを進めるには、大幅な財源不足が生じるため、財政調整基金等を取り崩して対応せざるを得ない状況となっている。

また、地域経済の動向や税制改正などの今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生する可能性もあり、財政収支の見通しは、予断を許さない状況となっている。

2 平成29年度予算編成に係る基本的な考え方

平成28年度は、市制施行50周年の年であり、集中復興期間が終了して復興・創生期間の初年度となることから、ふるさといわきの力強い復興の実現に向けた取組みを進めるとともに、更なる50年に向けた魅力あふれるいわきの創生に向けた取組みを進めていくこととし、「『明るく元気ないわき市』復興・創生予算」として当初予算を編成し、施策を推進してきたところである。

平成29年度は、復興のその先を見据え財政規律を厳守しつつ、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たし、財政の健全性を保ちながら、新・市総合計画基本構想に掲げる「めざしていく『いわき』の姿」の実現を目指す必要があることから、次の3点を基本方針として、予算編成に取り組むこととする。

(1) 基本方針

新・市総合計画改定後期基本計画において重点戦略に位置付けた「復興」と「地域創生」を着実に進めていくことを行動理念として、平成29年度当初予算編成の基本方針を次

のとおりとする。

① 「ふるさといわき」の力強い復興の実現

② いわき創生の推進

③ 持続可能な行財政運営の確立

※ なお、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指すため、新・市総合計画改定後期基本計画に掲げた方針（基金保有額、市債残高）に基づき財政運営を行う。

(2) 具体的な取組み

基本方針に基づき、次のような具体的な取組みを行う。

① 復興の着実な推進と財源の確保

- ◇ 平成32年度までの復興・創生期間において復興事業を着実に推進するための施策・事業に最優先で予算を配分する。
- ◇ 東日本大震災復興交付金や福島再生加速化交付金など、復興に係る様々な財政措置を活用し、財源を確保する。

② いわき創生に向けた予算の重点化

- ◇ 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたりまちの活力を持続させるため、自然動態及び社会動態を改善するための取組みを重点的に実施する。また、既存の施策であっても、その優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。
- ◇ 市民サービスの現場にある各部等は、これまでの事業成果を自ら検証し、市民の声を適切に反映することにより、時代に即した行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉えた事業の再構築に主体的に取り組む。

③ まちづくりの取組みと財政の健全化を両立

- ◇ 施策・事業の予算化に際しては、職員一人ひとりがコスト意識をもって従来の発想にとらわれず、必要性、有効性、経済性、効率性などについて、ゼロベースの観点から十分に検証し、改善や見直しを徹底的に進める（施策や事業の見直しの徹底）。
- ◇ 効率的な行財政運営と市民サービスの維持向上を図るため、積極的に民間活力を活用する（民間活力の活用）。
- ◇ 新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、既存事業の見直しや新規補助金の獲得等により自ら必要な代替財源の捻出に努める（代替財源の捻出）。
- ◇ 市税及び税外収入の収納率の向上を図るほか、未利用財産の処分、さらには、市民サービスと負担の適正化という観点から、使用料の見直しを行うなど、自主財源の確保について積極的に取り組む（自主財源の確保）。

◇ 市債発行額の増加は、後年度負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、全会計において可能な限り市債発行の抑制に努める。

なお、やむを得ず、市債を発行する場合には、交付税措置のある有利な市債を活用する（市債発行の抑制）。

3 予算要求基準

(1) 予算要求の考え方

① 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

このような考え方に立ち、適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ、要求すること。

② 経費の区分

予算要求における経費は、大きく次の4つに区分することとする。

ア 義務的経費

人件費、扶助費（実施計画事業を除く）、公債費とする。

イ 一般行政経費

a 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等とする。

b 臨時的経費

大規模な維持補修事業及び指定事業に要する経費とする。

ウ 政策的経費

新・市総合計画実施計画事業に係る経費とする。

(2) 一般会計に関する要求基準

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

① 義務的経費

所要額とする。

人件費・扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

② 経常的経費

部等ごとの枠配分方式とし、平成28年度当初予算計上額を要求の上限とする（一般財源ベース）。

増加が見込まれる経費については、事務事業の見直しによる経費節減や部等内の事務

事業間の経費の組み替えを積極的に行い、枠配分内での要求を達成すること。

なお、維持補修費については、市民サービス水準を確保するため、平成28年度当初予算に計上した予算額以上の要求とすること。

③ 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を踏まえ、部等ごとに事業実施の優先順位について十分検討を行うこと。

また、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

④ 政策的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を踏まえ、部等ごとに事業実施の優先順位について十分検討を行うこと。

また、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

なお、実施計画の提出時に見込んでいなかった財源（国・県補助金、市債、基金利子、県設置の基金等）を充当することにより削減される一般財源額については、原則として当該額を留保して要求すること。

(3) 特別会計及び企業会計に関する要求基準

① 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。

また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図ること。さらに、繰出基準を遵守し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

② 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行うこと。

また、地方公営企業としての経済性を発揮し、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

(4) その他の留意事項

① 各部等に示した来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。

② 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。

- ③ 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。
- ④ この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「平成29年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。